

議案第 6 7 号

財産の減額貸付について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 減額貸付をする財産

建 物

名 称	付属商店舗棟
所 在	市川市鬼高 4 丁目 5 番 1 号
構造・階数	鉄骨造・2 階建
建築面積	1, 1 4 7. 9 9 平方メートル
延床面積	2, 2 0 8. 1 1 平方メートル
建 築 年	平成 1 6 年

建物に付属する土地

所 在	市川市鬼高 4 丁目 2 6 7 番の一部 市川市鬼高 4 丁目 3 9 0 番の一部 市川市鬼高 4 丁目 3 9 7 番の一部
地 目	宅地
面 積	1, 1 4 7. 9 9 平方メートル

2 減額貸付の相手方

市川市鬼高4丁目5番1号

株式会社市川市場

代表取締役 竹内 智彦

3 減額貸付の目的

地方卸売市場の管理・運営を行っている株式会社市川市場に減額して貸し付けることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化並びに市民生活の安定に資することを目的とする。

4 減額貸付の条件

建物及び建物に付属する土地は、貸し付けられた日から相手方による地方卸売市場の運営に使用するものとする。

5 減額貸付の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 貸付の金額

年額 6,065,131円

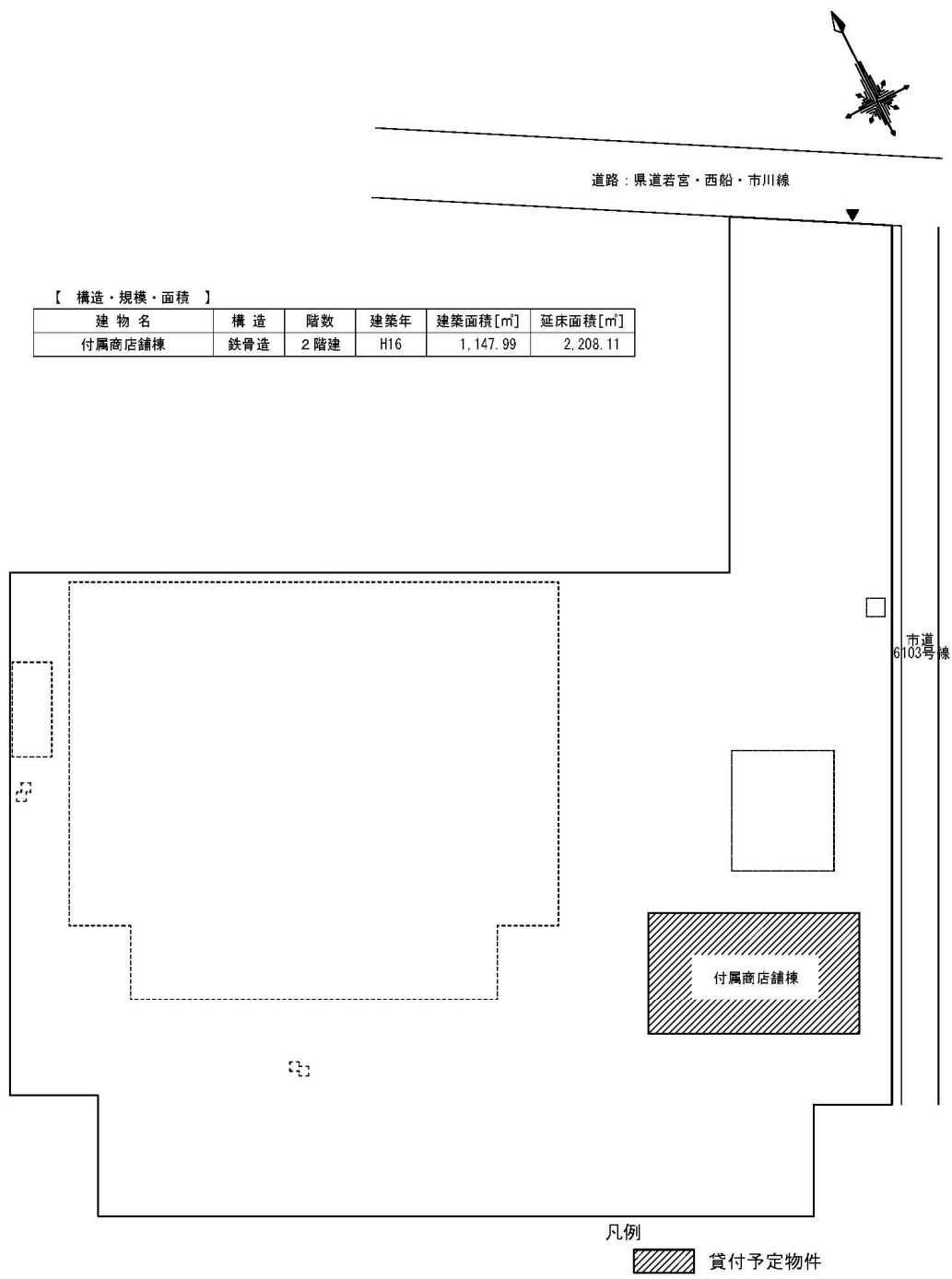
理 由

株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する地方卸売市場の建物及び建物に付属する土地を当該法人に減額して貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 7 号の参考図 1

減額貸付をする建物位置図



議案第 6 7 号の参考図 2

減額貸付をする建物に付属する土地位置図

